
議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（堀部登志雄君） 日程第 4、議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 議案を一括議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

はい、白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） それでは議案 2 号から 2 号・3 号・4 号一括提案ですので、順次説明申し上げます。

まず、議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり制定するものとする。平成 16 年 11 月 29 日提出、白老町長。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の 1 項を加える。8 項としまして、平成 16 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 19 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 21 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から 30,000 円（平成 16 年 9 月 1 日より平成 17 年 1 月 31 日までの間に異動があった職員並びに第 21 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定に該当する職員については、30,000 円に町長の定める割合を乗じて得た額）を減じた額とする。

附則。この条例は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

議案説明を申し上げます。本年 8 月 6 日人事院は、官民給与の逆格差を是正するよう勧告を行い、国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われました。本町においても、厳しい財政状況を勘案し 12 月期の期末手当で所要の調整を行なうため、本条例の一部を改正するものであります。

で、先ほどご説明しました減額する額については、先ほどの第 1 号議案で申しあげました国の寒冷地手当に関係いたしますが、国の経過措置 1 年目の低減相当額を本年度に限り、期末手当で自主削減するものであります。

このことにより、全会計で約 10,250 千円の減額となります。以上で説明を終わらせていただきます。

すいません、議案第3号です。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成16年11月29日提出、白老町長。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容については、次ページの議案説明及び新旧対照表で説明いたします。

附則いきます。附則、この条例は平成17年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成16年12月1日から施行する。

次ページにいきまして、議案説明ですが、新旧対照表でご説明いたしますと、第5条については議案第1号で可決いただきました白老町職員の寒冷地手当に関する条例の例により、特別職の職員についても寒冷地手当は、その例により支給するという内容です。

それから、附則第9号については、議案第2号で説明したとおり、平成16年12月の期末手当について、30,000円を減じた額で支給するという内容であります。

次に議案第4号です。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成16年11月29日提出、白老町長。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正は第5条ですが、改正内容は議案第3号と同趣旨であります。

附則。この条例は平成17年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成16年12月1日から施行する。

次ページの議案説明につきましても、議案第3号と同趣旨であります。

以上、雑ぱくですけれども説明を終わらせていただきます。

議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

はい、4番、鈴木宏征議員。

4番（鈴木宏征君） ちょっと勉強不足で、本当はこれを先にもらっているのだから、もう少し勉強してくれば良かったのですが、ちょっと確認の意味で、教えてください。

議案第2号の中ですね、括弧の中に17年の1月31日までの間に異動があった職員並びにのところなのですが、第21条第1項、第3項まで及び第6項の規定に該当する職員でありますね。この部分をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（堀部登志雄君） はい、白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） 括弧の中なのですが、最初の方の1月31日までの間に異動があった、それは分かりますね。それから、第21条第1項から第3項まで及び第6項の規定なのですが、これは給与条例の第21条なのですが、これは職員の休職等の給与で、心身の故障等

により休職ですね、休職した場合には30,000円の減額ではなくて、規則で定める額で減じた額を減じますよという、心身の故障とかですね、それから刑事事件で起訴された場合とか、そういうもので休職された場合には、適用しますよということを括弧内で規定しています。以上です。

議長（堀部登志雄君） よろしいですか。

はい、4番、鈴木宏征議員。

4番（鈴木宏征君） 分かりました。これ1項から3項、第6項までは、今の一つの部分として考えていいのですか。今の、休職の場合だけのことで、1項から3項及び6項となっているのですが、それは全部その休職の部分に関わる部分として考えてよろしいのですか。

議長（堀部登志雄君） はい、白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） 今のご質問のとおりなのです。給与条例の第21条はですね、1項が公務上の負傷若しくは疾病により休職された場合。それから2項がですね、結核性疾患により心身の故障により休職された場合。それから3項が前1項・2項以外の心身の故障により休職された場合。

で、先ほど刑事事件うんぬん言いましたけれども、刑事事件は4項になりますので、ここには入ってきません。

で、今第6項についても、この21条の条文は基本的には休職者の給与をどうするかという規定でございますので、1項・2項・3項・6項、いずれについても休職者の対応をどうするかという内容でございます。

議長（堀部登志雄君） 他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
